

女子差別撤廃条約（CEDAW）の実施状況のフォローアップについて

女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of Discrimination against Women：CEDAW）は、女性・女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを基本理念とした条約であり、1979年に国連において採択され、1981年に発効（我が国は1985年批准。本年7月現在、同条約締約国は189国）。

女子差別撤廃条約の締約国は、同条約の実施のためにとった立法、司法、行政その他の措置等について定期的に国連に報告を行い、女子差別撤廃委員会の審査を受け、同委員会は当該審査を踏まえ、締約国に対し「勧告」を含む最終見解（※）を発出することとなっている。

※最終見解に法的拘束力はない。

令和6年（2024年）10月、我が国の女子差別撤廃条約実施状況第9回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解が発出されたところ、同見解では、最終見解発出から2年以内に以下の4項目の実施状況についてフォローアップを行い、同委員会へ報告書を提出するよう要請されている。

【女子差別撤廃委員会の最終見解（令和6年（2024年）10月）（仮訳・抄）】

（フォローアップ項目）

12. (a) 女性が婚姻後も婚姻前の姓を保持できるようにするために、夫婦の氏を選択に関する法規定を改正する。
24. (a) 女性が国会議員に立候補するために必要な300万円の供託金を、この意思決定機関における女性の平等な代表性を促進するための暫定的特別措置として削減する。
42. (a) 16歳と17歳の女児が緊急避妊薬を入手するために親の同意を得る要件をなくすことを含め、全ての女性及び女児に、緊急避妊薬を含む手頃な価格の現代的避妊方法への適切なアクセスを提供する。
- (c) 法律を改正し、人工妊娠中絶を求める女性に対する配偶者同意の要件を削除する。

（最終見解のフォローアップ）

58. 委員会は、締約国に対し、2年以内に、上記パラグラフ12(a)、24(a)、42(a)及び(c)に含まれる勧告を実施するためにとられた措置に関する書面による情報を提供するよう要請する。